

令和 6 年度

小型動力ポンプ積載車
消防団第 3 分団第 12 部 (大日向)

仕様書
(1 BOX 型)

軽井沢町

様式1 (第4 (1) 車両購入関係)

物 品 購 入 仕 様 書

(適用範囲)

第1 この仕様書は、軽井沢町(以下、「本町」という。)の発注する 令和6年度 町単 小型動力ポンプ積載車(大日向)(以下、「車両」という。) 購入契約について適用する。

(受注者の責務)

- 第2 受注者は、契約の履行にあたっては、本業務の意図を十分に理解し、納品するよう努めなければならない。
- 2 受注者は、第1に規定する業務(以下「この業務」という。)の実施にあたっては、発注者と納品業務の進め方について協議を行い、その承認を受けて作業を進めるものとする。
- 3 この業務は、設計書、物品契約書、本仕様書及び関係法令を遵守して行わなければならない。

(秘密の保持)

第3 受注者は、この業務の履行にあたり知り得た事項について秘密を保持しなければならない。ただし、書面により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

(業務上の疑義)

第4 この業務の実施に関して、この仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合には発注者及び受注者が協議してこれを定めるものとする。

(規格数量)

第5 物品購入の規格数量については、次のとおりとする。

- (1) 規格 四輪駆動AT式積載車 1台 (別紙 車両仕様書による)
なお、仕様書に規定する車両は、平成29年3月に施工された改正道路交通法及び普通免許で運転ができる車両となるよう、車両総重量3.5t未満に制作すること。
- (2) その他 納期は、令和8年3月31日とする。

(納入場所等)

第6 納入場所は、次のとおりとする。

軽井沢町役場 消防課(軽井沢消防署内) (軽井沢町大字長倉1706-8)

(納品日)

第7 納品する日については、あらかじめ協議をすること。

なお、役場休日は除くこと。

小型動力ポンプ積載車仕様書

第1条 総 則

1 適 用

本仕様書は、本町が令和6年度に購入する車両を製作するに必要な事項を定めたものとする。

2 規 格

- (1) 本車両は、消防活動に必要な資機材、付属品等を装備するほかこの仕様を十分に満たし艤装業者の公表した標準仕様により艤装すること。
- (2) 小型動力ポンプ及び必要な附属品の積載装置は走行中の振動その他により移動又は破損等生じない構造とし、安全確実に固定でき、かつ容易に積み下ろしができるよう製作すること。
- (3) 完成車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、緊急自動車としての承認が得られるものであること。
- (4) 車両・装備及び附属品は、すべて新規製品であること。
- (5) 受注者は、製作工程表に基づき、次の検査を受けるものとする。
 - ア) 艤装中間検査
 - 中間検査費用（旅費等）については受注者負担とすること。
 - イ) 完成検査（納入検収時）
- (6) 製作に先立ち受注者は、契約後速やかに本町担当者と詳細な打ち合わせを行い、次の書類関係を提出し、製作の承認を受けるものとする。
 - ア) 製作工程表
 - イ) 製作図（艤装5面図・配管図・電気配線図）
- (7) 完成車の納入時に、次のものを提出すること。
 - ア) 取扱説明書
 - イ) 納品書
 - ウ) 緊急車指定証
- (8) 受注者は、製作に当たり本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合には、本町担当者に連絡の上承認または指示を受けるものとする。
- (9) 車両更新後、旧車両は官公庁オークションに出品するものとする。

第2条 仕様

1 シャシ

(1) 車種	4輪駆動
(2) トランスマッision	A T
(3) 乗車定員	5名以上
(4) 最大積載量	1. 0 t 以上
(5) 尺法	全長 4, 695mm以内 全高 2, 220mm以内 全幅 1, 880mm以内
(6) 総排気量	2. 4ℓ以上
(7) エンジン	ガソリン又はディーゼル

下記の附属品を装備する。

- ア スタッドレスタイヤ ホイール付 4本
納車時は季節を考慮し発注者と協議の上、取り付けること。
- イ タイヤチェーン (純正品)
- ウ 前後輪に泥除けゴム
- エ バックブザー
- オ フロアーマット (純正品)
- カ バンパーフォグランプ (車両固有)
- キ サイドバイザー (全ドア)

2 装備及び装備

- (1) 運転席、隊員席は、シャシ固有のものとする。
- (2) 電子サイレンアンプ・各種スイッチをダッシュボード等操作し易い位置に設ける。
また押しボタン式のモーターサイレンスイッチを近接に設けるとともに、各種スイッチ類にはそれぞれ機器名を表示する。
- (3) 散光式警光灯 (薄型) をキャブ上部に設ける。
(型式等は発注者と協議の上、決定すること)
- (4) 消防団マークを車両前面中央部に取付ける。(マークの黒下地については車体と同色とする)
- (5) 赤色警光灯を車両前後に設ける。
- (6) 車両フロントガラス及びリアガラス部分にドライブレコーダー (録画可能な最新式のもの)を取り付ける。
- (7) バックモニター装置を設ける。
- (8) 後退警報ブザーを取り付ける。

3 車体の構造

- (1) 荷台部後方に積載品専用リアリフターを設置し、台車・積載品を車両後方に降ろすことが出来る構造とし、消防ポンプ用台車を装備すること。
また、スライド式床面固定用フックも取り付けること。
- (2) 消防ポンプ用台車は現在配備されている可搬消防ポンプ、吸管を搭載し、媒介金具立てを設置すること。
- (3) 消防ホース用棚は、65mm×20mホースを10本積載できること。
形状については発注者と協議すること。
- (4) 荷台床面にラッシングレールを4本、側面に各2本通し、台車・積載品に合わせてベルト等で台車・積載品を固定できる構造とすること。また、荷台側面はステンレスメッシュ式とし、資機材が容易にベルト等で固定できる構造とすること。
- (5) 車輪止め固定装置を艤装すること。
- (6) 荷台部分に、自動車用消火器を取り付けること。
- (7) 後部扉内側にLED照明を2個取り付けること。
- (8) 荷台天井部にLED照明を2個設け、作動スイッチを設けること。
- (9) 助手席から操作できる位置に電子サイレンアンプを設けること。
- (10) 上記積載装置については、走行中の振動等でも移動又は破損を生じないよう安全確実に積載できる構造とする。
- (11) 左右側面及び後部に各1ヶ所ずつ白色LED作業灯（LIA-200または同等品以上のもの）を設けるとともに直近で操作できるようスイッチを設置する。
- (12) 車両左右下部に路肩灯（LED式）を取り付ける。
- (13) 車両前部中央に消防団章を取り付けること。
- (14) 艤装品及装備品の電源は、キーのACCでON/OFFができるように配線すること。
- (15) スタンドパイプ及びとび口は車両荷台内に収納出来るようにする。
- (16) 可搬ポンプ充電用コンセントを取付ること、接続はマグネットコンセント（ズボラ充電器）とし、緊急出動時には簡単に取外せること。
- (17) 常時車両バッテリへの充電が出来るよう車両充電器を設け、車両充電器への接続は可搬ポンプ充電用コンセントと共に共用とする。取付位置は発注者と協議する。
- (18) 車両上部左側に旗立を設置する。
- (19) その他記載していない項目については担当者と協議する。特に取付位置の指定がないものについては必ず協議を行い決定する。

4 装備品

装備品や付属品等は別表による。

5 塗装

- (1) 車体は、特殊化学液で十分鏽落としの上、磷酸塩被膜を形成後プライマー、パテ、

水研ぎ、サフェーサーを行い、熱風乾燥炉にて充分乾燥させ、赤色塗料（ハイソリッドポリウレタン塗料）で吹き付けを行い、再度熱風乾燥炉にて充分に乾燥させる。

（2）車体下回りは黒色塗装とする。

（3）記入文字

ア) 車両スライドドア：「軽井沢町消防団 第三分団第十二部」（白文字表示）

文字の流れについて、助手席側は左から右方向、運転席側は右から左方向での流れ（進行方向から後方に向かって）とする。

ボンネット：車両前面ボンネット（助手席側）に、「第12部」（白文字表示）

トランクドア：車両後面トランクドア（助手席側）に、「第12部」（白文字表示）

イ) 標識灯部分：前後面に「第12部」（黒文字表示）

ウ) その他：文字の字体は丸ゴシック体とし大きさや位置については発注者と打ち合わせをすること。

第3条 その他事項

（1）保証期間

ア) 保証期間は納入後1年間とし、受注者の責任において無償で修理、改修及び交換等の必要な処置を講ずること。ただし、車両の使用が制限された時は、その期間は保証期間には加算しないこととする。

（2）登録諸費用

ア) 消費税非課税分（自賠責保険料・重量税・印紙代）は別途支払うため入札額に含めないこと。

イ) 自動車リサイクル法によるリサイクル料金は別途支払うため入札額に含めないこと。

ウ) ナンバー代は、車両本体費に含めること。

希望ナンバー 「・312」

（3）廃車手続き

旧車両は官公庁オークションに出品予定であるため、車両更新後速やかに一時抹消手続きを行い、車体ボディーの記入文字については消去すること。

なお一時抹消手続き及び記入文字の消去に関する費用については車体費用に含めること。

（4）納期

ア) 令和8年3月31日

イ) 新規検査及び新規登録を受け、軽井沢町に納入すること。

別 表

	品 名	数量	規 格 等
1	エンジン回転計	1	シャシ固有のもの
2	エンジン油温計	1	シャシ固有のもの
3	後退警報器	1	シャシ固有のもの
4	バックモニター	1	
5	ドライブレコーダー (前後方)	1	録画可能であり最新式のものとする
6	散光式警光灯	1	型式等は発注者と協議の上、決定すること (薄型)
7	電子サイレン	1	T S K—D 1 5 1 または同等品以上
8	モーターサイレン	1	5 S A型または同等品以上
9	赤色警光灯 (前部) 赤色警告灯 (後部)	4	(前部) L F A—2 0 0 または同等品以上 (後部) L F A—3 0 0 または同等品以上
10	作業灯	2	L I A—2 0 0 または同等品以上
11	路肩灯	2	L E D式
12	団マーク	1	車両前部
13	ポンプ積載装置	1	S W 8 0 0 に積載収納
14	吸管	1	ϕ 7 5 × 6 m以上 軽量タイプ
15	吸管ストレーナ	1	プラスチック製
16	吸管ちりよけ籠	1	プラスチック製
17	吸管まくら木	1	ゴム製
18	吸管ロープ	1	ϕ 1 0 × 1 0 m
19	消火栓キー	1	
20	消火栓媒介金具	1	7 5 ネジメス×6 5 メス町野
21	中継用媒介金具	1	7 5 ネジメス×6 5 メス町野
22	消火栓開閉金具	1式	消火栓大箱廻し 長さ 1000 ミリ 消火栓 T型鍵
23	スタンドパイプ	1	単口引上式・口径 6 5 ・長さ 8 0 0 mm
24	管そう	2	ϕ 6 5 × 6 5 0 mm
25	可変噴霧ノズル	2	
26	とび口	2	長さ 1 . 8 m
27	剣先スコップ	1	
28	車輪止	2	樹脂製 黒色

29	消火器	1	自動車用(A B C粉末消火器20型)
30	訓練旗	1	赤地・白文字
31	ハンドライト	4	L E D L E N S E R P 17 または同等品以上
32	スタッドレスタイヤ (ホイール付き)	4	付属品
33	タイヤチェーン	1	付属品
34	泥除けゴム	1式	付属品
35	フロアーマット	1台分	付属品
36	バンパーフォグランプ	1	付属品
37	サイドバイザー	1台分	付属品
38	資機材搬送台車	1式	65mm×20mホース 10本を積載可能な性能とする、形状については発注者と協議の上決定する。
39	ポンプ搬送台車	1式	S I 5 0 0 K S - P